

## 【重要】

# 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける町内の事業者の皆様へ町独自の給付金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大により事業継続に困っている町内の中小・小規模事業者の皆様に対し、大崎町独自の支援策として①飲食店支援、②経営持続化のための給付金、③商工会会員の皆様への一律支援などを実施します。また国、県の支援策についても随時ご確認ください。

## ①飲食店応援クーポン券発行事業

- 飲食店への直接支援として全世帯へクーポン付きチラシを配布
- クーポン券の請求は「大崎町役場へ」

## ②大崎町事業者経営持続化給付金

- 影響の大きな事業者へ事業全般に使える給付金（30万円）
  - 申請は「大崎町役場」へ
  - 売り上げ額の減少が15%以上50%未満の第3次産業事業者が対象
- ※第3次産業とは、農林漁業、鉱業、建設業、製造業に該当しない事業者

## ③大崎町事業者支援交付金

- 大崎町商工会会員（新規加入も対象）へ一律5万円の現金給付
- 申請は大崎町商工会へ詳細は別紙商工会の案内を参照ください。

上記の給付等に関しては、原則本人による郵送等での申請及び請求が必要になりますので、必ず確認の上、期限までに提出ください。



新型コロナウイルス事業者支援窓口  
大崎町役場企画調整課商工振興係  
令和2年5月8日現在